



三重県公報

令和8年3月25日 (水)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
人事委規則			
	三重県人事委員会規則7-7 (職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則)の一部を改正する規則	(人事委員会)	2
	三重県人事委員会規則7-83 (職員の扶養手当に関する規則)の一部を改正する規則	(同)	14
	三重県人事委員会規則12-13 (公益的法人等への職員の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則	(同)	14
人事委・教育委規則			
2	公立学校職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会・教育委員会)	15
3	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	(同)	15
4	公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	(同)	16
5	公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則	(同)	26

人事委規則

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十七（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 浅尾 光弘

三重県人事委員会規則七十七（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則七十七（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 削除</p> <p>第四章～第十章（略）</p> <p>附則</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数（第七条の規定によりその年数に換算された年数を含む。）をいう。</p> <p>二 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。</p> <p>三 在級年数 職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。</p> <p>四 必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な一級下位の職務の級における在級年数をいう。</p> <p>一～六（略）</p> <p>第三章 削除</p> <p>第五条から第十条まで 削除</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 級別資格基準（第五条～第十条）</p> <p>第四章～第十章（略）</p> <p>附則</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数（第七条の規定によりその年数に換算された年数を含む。）をいう。</p> <p>二 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。</p> <p>三 在級年数 職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。</p> <p>四 必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な一級下位の職務の級における在級年数をいう。</p> <p>五～十（略）</p> <p>第三章 級別資格基準</p> <p>（級別資格基準表）</p> <p>第五条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この規則において別に定める場合を除き、級別資格基準表（別表第二）に定めるとおりとする。ただし、民間企業等職務経験者試験の結果に基づいて職員となつた者の職務の級を決定する場合に必要な資格は、任命権者が人事委員会と協議して定める。</p> <p>（級別資格基準表の適用方法）</p> <p>第六条 級別資格基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は、当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。</p>

2	<p>級別資格基準表の試験欄の「採用試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。ただし、同表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。</p> <p>一 採用試験の結果に基づいて職員となつた者</p> <p>二 特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難及び責任の程度が採用試験の行われる職と同等と認められる職に任用された職員で、前号に掲げる職員に準じて取り扱うことについてあらかじめ人事委員会の承認を得たもの</p>
3	<p>級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表（別表第三）に定めるところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。</p>
4	<p>前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する同表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。</p> <p>（経験年数の起算及び換算）</p>
<p>第七条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たつて用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。</p>	
2	<p>級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たつて用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、経験年数換算表（別表第四）に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。</p> <p>（経験年数の調整）</p>
<p>第八条 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して修学年数調整表（別表第五）に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもつて、その者の経験年数とする。</p> <p>（経験年数の取扱いの特例）</p>	
<p>第九条 級別資格基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前三条の規定にかかわらず、その定めるところによる。</p> <p>（特定の職員の在級年数の取扱い）</p>	
<p>第十条 次の各号に掲げる職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、当該各号に定</p>	

(新たに職員となつた者の職務の級)

第十一条 新たに職員となつた者の職務の級は、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。この場合において、次の各号に掲げる職務の級にあつては、あらかじめ人事委員会の承認を得るものとする。

一 行政職給料表の職務の級六級、七級、八級、九級及び十級

二 公安職給料表の職務の級六級、七級、八級及び九級

三 研究職給料表の職務の級五級

四 医療職給料表(一)の職務の級三級及び四級

五 医療職給料表(二)の職務の級六級

六 医療職給料表(三)の職務の級六級

(新たに職員となつた者の号給)

第十二条 (略)

2 初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分(同欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあつては、当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表(別表第三)の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分とし、初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分又は学歴免許等の資格のいずれもが掲げられていない場合にあつては、人事委員会の定める学歴免許等の区分とする。)を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第十四条から第十九条までに定

める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。

一 第十七条又は第十八条の規定の適用を受けた職員部内の他の職員との均衡を考慮して定める期間

二 第二十五条第一項又は第二十七条第一項に規定する異動をした職員部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して定める期間

(新たに職員となつた者の職務の級)

第十一条 新たに職員となつた者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより決定するものとする。

一 次に掲げる職務の級にあつては、あらかじめ人事委員会の承認を得ること。

イ 行政職給料表の職務の級六級、七級、八級、九級及び十級

ロ 公安職給料表の職務の級六級、七級、八級及び九級

ハ 研究職給料表の職務の級五級

ニ 医療職給料表(一)の職務の級三級及び四級

ホ 医療職給料表(二)の職務の級六級

ヘ 医療職給料表(三)の職務の級六級

二 前号に掲げる職務の級以外の職務の級にあつては、その職務の級について級別資格基準表に定める資格を有していること。

2 第十七条各号のいずれかに掲げる者から職員となつた者又は第十八条第一号若しくは第二号に規定する職に採用された者に前項第二号の規定を適用する場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められ、かつ、あらかじめ人事委員会の承認を得たときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に百分の八十以上百分の百未満の割合を乗じて得た年数をもつて、同表の必要経験年数とすることができる。

(新たに職員となつた者の号給)

第十二条 (略)

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第十四条から第十九条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

(初任給基準表の適用方法)

第十三条 (略)

2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。ただし、初任給基準表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

一 採用試験の結果に基づいて職員となつた者

二 特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難及び責任の程度が採用試験の行われる職と同等と認められる職に任用された職員で、前号に掲げる職員に準じて取り扱うことについてあらかじめ人事委員会の承認を得たもの

3 初任給基準表(試験欄の区分の定めのあるものに限る。)の適用を受ける職員となつた者のうち、その者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に照らして、採用試験のうちいずれかの試験の結果に基づいて職員となつた者に相当すると認められる者については、前項の規定にかかわらず、同欄の「採用試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用するものとする。

4 初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、初任給基準表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第十四条 新たに職員となつた者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表(別表第五)に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者に対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)の数に四を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもつて、同欄の号給とする。

2 (略)

(経験年数を有する者の号給)

第十五条 新たに職員となつた次の各号に掲げる者(職務の級を第十一条各号に掲げる職務の級に決定された者を除く。)のうち、当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第十二条第一項の規定による号給(前条の規定による号給を含む。以下この項において「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を十二月(その者の経験年数のうち五年を超える経験年数(職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、十八月)で除した数(一年未満の端数

(初任給基準表の適用方法)

第十三条 (略)

2 初任給基準表の試験欄の区分の適用については、第六条第二項の規定の例によるものとし、同表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第十四条 新たに職員となつた者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者に対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)の数に四を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもつて、同欄の号給とする。

2 (略)

(経験年数を有する者の号給)

第十五条 新たに職員となつた次の各号に掲げる者(職務の級を第十一条第一項第一号に掲げる職務の級に決定された者を除く。)のうち、当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第十二条第一項の規定による号給(前条の規定による号給を含む。以下この項において「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を十二月(その者の経験年数のうち五年を超える経験年数(第四号に掲げる者で必要経験年数が五年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては同号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験

があるときは、これを切り捨てた数)に四(新たに職員となった者が第三十五条に規定する特定職員(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び第三十七条の二に規定する職員(以下「行政職給料表八級以上職員等」という。)を除く。)であるときは三、行政職給料表八級以上職員等であるときは零)を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

一 第十三条第二項第一号に掲げる者 その者の任用の基礎となつた試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分に応じ、「A試験」にあつては「大学卒」の区分、「B試験」にあつては「短大卒」の区分、「C試験」又は「警察官採用試験」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格(前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数

二 第十三条第二項第二号に掲げる者 その者の職務に有用な免許その他の資格(前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数

三 (略)

四 第一号又は第二号に該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給(初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。)であるもの 人事委員会の定める経験年数

2 新たに職員となつた経験年数を有する者の号給の決定について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て別に定めることができる。

(経験年数)

第十五条の二 第十二条第二項及び前条に規定する経験年数(以下「経験年数」という。)は、新たに職員となつた者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時(当該資格以外の資格によることが、その者に有利である場合にあつては、その資格を取得した時)以後の年数を経験年数換算表(別表第四)に定めるところにより換算して得られる年数とする。

2 新たに職員となつた者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分(同欄に学歴

年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、十八月)で除した数(未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に四(新たに職員となつた者が第三十五条に規定する特定職員(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び第三十七条の二に規定する職員(以下「行政職給料表八級以上職員等」という。)を除く。)であるときは三、行政職給料表八級以上職員等であるときは零)を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

一 第六条第二項第一号に掲げる者 その者の任用の基礎となつた試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分に応じ、「A試験」にあつては「大学卒」の区分、「B試験」にあつては「短大卒」の区分、「C試験」又は「警察官採用試験」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格(前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数

二 第六条第二項第二号に掲げる者 その者の職務に有用な免許その他の資格(前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数

三 (略)

四 第一号又は第二号に該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給(初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。)であるもの 網別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数

2 前項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、同項に定めるもののほか、第七条から第九条までの規定を準用する。

3 新たに職員となつた経験年数を有する者の号給の決定について、前二項の規定による場合には他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て別に定めることができる。

免許等の資格が掲げられている場合にあつては、当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分とし、初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分又は学歴免許等の資格のいずれもが掲げられていない場合にあつては、人事委員会の定める学歴免許等の区分とする。）
 に対して修学年数調整表に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格（前項の規定の適用に際して用いられるものに限る。）を有する者については、同項の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもつて、その者の経験年数とする。
 この場合において、これらの学歴免許等の区分及び当該学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、初任給基準表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

3 初任給基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前二項の規定にかかわらず、その定めるところによる。

（下位の区分を適用する方が有利な場合の号給）

第十六条 第十四条又は第十五条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より初任給欄の号給が下位である試験欄の区分（「その他」の区分を含む。）を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもつて、その者の号給とすることができる。

（人事交流等により異動した場合の号給）

第十七条 次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続き職員となつた者の号給について、第十五条又は前条の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

一〇十一 （略）

（特定の職員についての号給）

第十九条 新たに職員となつた者のうち、その職務の級を第十一条各号に掲げる職務の級に決定された者について部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、第十五条及び前三条の規定に準じてその者の号給を決定することができる。

（昇格）

第二十条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。この場合において、第十一条各号に掲げる職務の級への昇格については、あらかじめ人事委員会の承認を得るものとする。

免許等の資格が掲げられている場合にあつては、当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分とし、初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分又は学歴免許等の資格のいずれもが掲げられていない場合にあつては、人事委員会の定める学歴免許等の区分とする。）
 に対して修学年数調整表に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格（前項の規定の適用に際して用いられるものに限る。）を有する者については、同項の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもつて、その者の経験年数とする。
 この場合において、これらの学歴免許等の区分及び当該学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、初任給基準表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

3 初任給基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前二項の規定にかかわらず、その定めるところによる。

（下位の区分を適用する方が有利な場合の号給）

第十六条 前二条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より初任給欄の号給が下位である試験欄の区分（「その他」の区分を含む。）を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもつて、その者の号給とすることができる。

（人事交流等により異動した場合の号給）

第十七条 次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続き職員となつた者の号給について、前二条の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

一〇十一 （略）

（特定の職員についての号給）

第十九条 新たに職員となつた者のうち、その職務の級を第十一条第一項第一号に掲げる職務の級に決定された者について部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、第十五条から前条までの規定に準じてその者の号給を決定することができる。

（昇格）

第二十条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより、その者の属する職務の級を一級上位の職務の級に決定するものとする。

一 第十一条第一項第一号に掲げる職務の級への昇格

<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>二 前号に規定する職務の級以外の職務の級への昇格については、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経年数又は必要在級年数を有していること。</p>
<p>(上位資格の取得等による昇格)</p> <p>第二十一条 職員が第十三条第二項各号のいずれかに該当することとなり、又は異なる学歴免許等の資格を取得した等の結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。</p>	<p>3 勤務成績が特に良好である職員に対する第一項第二号の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経年数又は必要在級年数に百分の八十以上百分の百未満の割合を乗じて得た年数をもつて、それぞれ同表の必要経年数又は必要在級年数とすることができる。</p> <p>4 第一項の規定による昇格は、現に属する職務の級に在級する年数が一年に満たない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が一年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合であらかじめ人事委員会の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>(上位資格の取得等による昇格)</p>
<p>(特別の場合の昇格)</p> <p>第二十二条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年三重県条例第一号)第二条第一項の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第二条第一項の規定により派遣された職員が職務に復帰した場合又は人事委員会が定めるこれに準ずる場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、第二十条の規定にかかわらず、その職務に応じた職務の級に昇格させることができる。</p>	<p>第二十一条 職員が第六条第二項各号のいずれかに該当することとなり、又は級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得し、若しくは同表に異なる資格基準の定めのある職種欄の区分若しくは試験欄の区分の適用を受けることとなつた等の結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至つた場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。</p> <p>(特別の場合の昇格)</p> <p>第二十二条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年三重県条例第一号)第二条第一項の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第二条第一項の規定により派遣された職員が職務に復帰した場合又は人事委員会が定めるこれに準ずる場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、第二十条の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、その職務に応じた職務の級に昇格させることができる。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(初任給基準又は給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級)</p> <p>第二十五条 次の各号に掲げる異動をした職員の職務の級は、その異動後の職務に応じ決定する(第一号に掲げる異動の場合にあつては、決定し、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせる)ものとする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)</p> <p>第二十五条 職員を給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合において、その異動させようとする職の属する職務の級については、その者の経年数又は在級年数が級別資格基準表に掲げる必要経年数又は必要在級年数に達していることを基準として、それぞれ昇格させ、降格させ、又は引き続き従前</p>

<p>一 初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（次号に掲げる異動を除く。）</p> <p>二 給料表の適用を異にする他の職務への異動</p> <p>（初任給基準を異にする異動をした職員の号給）</p> <p>第二十六条 前条第一号に掲げる異動をした職員の当該異動後の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第二十三条及び第二十四条の規定は、前条各号に掲げる異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号給については適用しない。</p>	<p>の職務の級にとどまらせるものとする。</p> <p>2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経過年数又は必要在級年数に百分の八十以上百分の百未満の割合を乗じて得た年数をもつて、それぞれ同表の必要経過年数又は必要在級年数とすることができる。</p> <p>（初任給基準を異にする異動をした職員の号給）</p> <p>第二十六条 前条第一項に規定する異動をした職員の当該異動後の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第二十三条及び第二十四条の規定は、前条第一項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号給については適用しない。</p> <p>（給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級）</p>
<p>第二十七条 削除</p> <p>（給料表の適用を異にする異動をした職員の号給）</p>	<p>第二十七条 職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合において、その異動させようとする職員の属する職務の級については、その者の経過年数又は必要在級年数が級別資格基準表に掲げる必要経過年数又は必要在級年数に達していることを基準として、異動後の職務の級を決定するものとする。</p> <p>2 第二十五条第二項の規定は、前項の規定により職員の職務の級を決定する場合に準用する。</p> <p>（給料表の適用を異にする異動をした職員の号給）</p>
<p>第二十八条 第二十六条第一項及び第二項の規定は、第二十五条第二号に掲げる異動をした職員の異動後の号給について準用する。</p> <p>（職員の昇給の号給数等）</p> <p>第三十六条 （略）</p> <p>2 5 （略）</p> <p>6 第一項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第二十五条第一号に掲げる異動をした職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。</p> <p>7 （略）</p> <p>（特定の職員に対する特例）</p>	<p>第二十八条 第二十六条第一項及び第二項の規定は、前条第一項に規定する異動をした職員の異動後の号給について準用する。</p> <p>（職員の昇給の号給数等）</p> <p>第三十六条 （略）</p> <p>2 5 （略）</p> <p>6 第一項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第二十五条に規定する異動をした職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。</p> <p>7 （略）</p> <p>（特定の職員に対する特例）</p>
<p>第四十三条の三 （略）</p> <p>2 前項の職を占める職員については、第十一条から前条までの規定は適用しない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（民間企業等職務経験者試験の対象となる職員に関する</p>	<p>第四十三条の三 （略）</p> <p>2 前項の職を占める職員については、第五条から前条までの規定は適用しない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（民間企業等職務経験者試験の対象となる職員に関する</p>

る特例)

第四十三条の四 民間企業等職務経験者試験の結果に基づいて職員となつた者に係る第十二条第二項、第十三条第二項、第十四条から第十六条まで、第二十一条、第二十五条、第二十六条、第二十八条及び第四十二条に規定する初任給、昇格、昇給等の基準については、任命権者が人事委員会と協議して定める。

(育児短時間勤務職員等についての特例)

第四十三条の五 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員についてのこの規則の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第十二条第一項及び第二項、第十四条第一項、第十五条第一項、第十六条、第二十三条第一項及び第三項並びに第二十六条第二項	号給とする	号給とし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第十五条第二項	定める	定めるものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
(略)	(略)	(略)
第二十三条第四項及び第二十四条第三項	決定することができる	決定することができるものとし、その者の給料月額は、その受

る特例)

第四十三条の四 民間企業等職務経験者試験の結果に基づいて職員となつた者に係る第六条から第十条まで、第十二条第二項、第十三条第二項、第十四条から第十六条まで、第二十条第四項、第二十一条、第二十五条から第二十八条まで及び第四十二条に規定する初任給、昇格、昇給等の基準については、任命権者が人事委員会と協議して定める。

(育児短時間勤務職員等についての特例)

第四十三条の五 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員についてのこの規則の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第十二条第一項及び第二項、第十四条第一項、第十五条第一項、第十六条、第二十三条第一項、第三項及び第四項並びに第二十六条第二項	号給とする	号給とし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第十五条第三項	定める	定めるものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
(略)	(略)	(略)
第二十四条第一項及び第二十六条第一項	とする	とし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出

		ける号給 に応じた 額に、算出 率を乗じ て得た額 とする			率を乗じ て得た額 とする
第二十四 条第一項 及び第二 十六条第 一項	とする	とし、その 者の給料 月額は、そ の者の受 ける号給 に応じた 額に、算出 率を乗じ て得た額 とする	第二十四 条第三項	決定する ことができ る	決定する ことができ るもの とし、その 者の給料 月額は、そ の者の受 ける号給 に応じた 額に、算出 率を乗じ て得た額 とする

別表第一を次のように改める。

別表第二 削除

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第三 学歴免許等資格区分表（第十二条関係）			別表第三 学歴免許等資格区分表（第六条関係）		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3 高校卒	(略)	(略)	3 高校卒	(略)	(略)
	三 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の規定による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格		三 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1 保健婦助産婦看護師法の一部を改正する法律（平成13年法律第153号）による改正前の保健婦助産婦看護師法（以下「旧保健婦助産婦看護師法」という。）の規定による准看護師学校又は准看護師養成所を卒業した者については、この表中「准看護師学校」は「准看護婦学校」と、「准看護師養成所」は「准看護婦養成所」と読み替える。			備考 1 旧保健婦助産婦看護師法の規定による准看護師学校又は准看護婦養成所を卒業した者については、この表中「准看護師学校」は「准看護婦学校」と、「准看護師養成所」は「准看護婦養成所」と読み替える。		

2 (略)

別表第四 経験年数換算表 (第十五条の二関係)

(略)

別表第五 修学年数調整表 (第十四条関係)

(略)

備考 1・2 (略)

3 初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分(その区分に属する学歴免許等の資格を含む。)が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときは、その年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。

4・5 (略)

別表第六 初任給基準表 (第十二条関係)

イ 行政職給料表初任給基準表

(略)

備考 船員法(昭和22年法律第100号)の適用を受ける船長、航海士、機関長、機関士、通信長及び通信士等の職員の初任給は、その者の学歴に対応する試験欄の区分に応じた初任給の号給のそれぞれ4号給上位の号給とし、学歴区分が「中学卒」となる者の初任給の号給は、1級5号給とする。

ロ (略)

ハ 研究職給料表初任給基準表

(略)

備考 試験欄の「その他」の区分に対応する学歴免許等欄の「博士課程修了(大学6卒後のものに限る。）」、「博士課程修了」又は「修士課程修了、大学6卒」の区分は、第13条第2項第2号に掲げる者のうち当該区分の適用についてあらかじめ人事委員会の承認を得た者に適用する。

ニ 医療職給料表(一)初任給基準表

(略)

備考 この表の適用を受ける職員は、その免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

ホ 医療職給料表(二)初任給基準表

(略)

備考 1・2 (略)

3 この表を適用する場合における職員(職種)

2 (略)

別表第四 経験年数換算表 (第七条関係)

(略)

別表第五 修学年数調整表 (第八条関係)

(略)

備考 1・2 (略)

3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分(その区分に属する学歴免許等の資格を含む。)が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときは、その年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。

4・5 (略)

別表第六 初任給基準表 (第十二条関係)

イ 行政職給料表初任給基準表

(略)

備考 船員法の適用を受ける船長、航海士、機関長、機関士、通信長及び通信士等の職員の初任給は、その者の学歴に対応する試験欄の区分に応じた初任給の号給のそれぞれ4号給上位の号給とし、学歴区分が「中学卒」となる者の初任給の号給は、1級5号給とする。

ロ (略)

ハ 研究職給料表初任給基準表

(略)

備考 試験欄の「その他」の区分に対応する学歴免許等欄の「博士課程修了(大学6卒後のものに限る。）」、「博士課程修了」又は「修士課程修了、大学6卒」の区分は、第6条第2項第2号に掲げる者のうち当該区分の適用についてあらかじめ人事委員会の承認を得た者に適用する。

ニ 医療職給料表(一)初任給基準表

(略)

備考 この表の適用を受ける職員に第15条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、別表第二ニ医療職給料表(一)級別資格基準表の備考の規定を準用する。

ホ 医療職給料表(二)初任給基準表

(略)

備考 1・2 (略)

3 別表第二ホ医療職給料表(二)級別資格基準

<p>欄の「その他」の区分の適用を受ける職員を除く。)の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。</p> <p>4 (略)</p> <p>へ 医療職給料表 (三) 初任給基準表</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>備考 1・2 (略)</p> <p>3 職種欄の「准看護師」の区分に対応する学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所(旧保健婦助産婦看護婦法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。)の卒業を示す。</p> <p>4 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時(保健師で看護師免許を有する職員にあつては、看護師免許を取得した時)以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。</p> <p>5 (略)</p>	<p>表の備考第1項に規定する職員に第15条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、同表の備考第1項の規定を準用する。</p> <p>4 (略)</p> <p>へ 医療職給料表 (三) 初任給基準表</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>備考 1・2 (略)</p> <p>3 この表の准看護師養成所卒については、それぞれ別表第二へ医療職給料表 (三) 級別資格基準表の備考第1項に定めるところによる。</p> <p>4 この表の適用を受ける職員に第15条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、別表第二へ医療職給料表 (三) 級別資格基準表の備考第2項の規定を準用する。</p> <p>5 (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- この規則は令和八年四月一日から施行する。
(一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正)
- 三重県人事委員会規則六十八(一般職の任期付職員の採用等に関する規則)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(一般任期付職員の人事委員会規則七十七第四章から第六章までの規定の適用の特例)</p> <p>第七条 条例第二条第二項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「一般任期付職員」という。)であつて、その者が有する専門的な知識経験、従事する業務等に照らして、人事委員会規則六十五(職員に関する規則)第二十七条第一項に掲げる試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当する者として人事委員会が認めたものに対する人事委員会規則七十七(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則)第四章から第六章までの規定の適用については、その者を当該試験の結果に基づいて職員となつた者とみなすことができる。</p>	<p>(一般任期付職員の級別資格基準表の適用方法等の特例)</p> <p>第七条 条例第二条第二項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「一般任期付職員」という。)であつて、その者が有する専門的な知識経験、従事する業務等に照らして、人事委員会規則六十五(職員に関する規則)第二十七条第一項に掲げる試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当する者として人事委員会が認めたものについては、人事委員会規則七十七(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則)別表第二に定める級別資格基準表(以下この条及び次条において「級別資格基準表」という。)の試験の欄の「採用試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。</p> <p>2 一般任期付職員に対して人事委員会規則七十七第十一条第一項第一号の規定を適用する場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に百分の八十以上百分の百未満の割合を乗じて得た年数をもつて、級別資格基準表の必要経験年数とすることができる。</p>

<p>(一般任期付職員の号給の決定の特例)</p> <p>第八条 新たに一般任期付職員となつた者の号給は、採用の日の前日から、その者の人事委員会規則七十七第十五条の二の規定による経歴年数に相当する期間をさかのぼつた日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該さかのぼつた日において、人事委員会規則七十七別表第六に定める初任給基準表(以下この条において「初任給基準表」という。)を適用して得られる初任給(前条の規定の適用を受ける職員にあつては、その結果に基づいて職員となつた者とみなす)とされた試験の区分を適用して得られる初任給)を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に当該採用の日におけることとなる号給を超えない範囲内で決定することができる。</p> <p>(人事委員会規則七十七の規定の読替え適用)</p> <p>第九条 前条の規定の適用がある場合において、一般任期付職員に対する人事委員会規則七十七の規定の適用については、同規則第二十六条第一項第二号中「第十八条」とあるのは「人事委員会規則六十八(一般職の任期付職員の採用等に関する規則)第八条」とする。</p>	<p>できる。</p> <p>(一般任期付職員の号給の決定の特例)</p> <p>第八条 新たに一般任期付職員となつた者の号給は、採用の日の前日から、<u>級別資格基準表を適用する場合における当該職員の経歴年数に相当する期間をさかのぼつた日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該さかのぼつた日において、人事委員会規則七十七別表第六に定める初任給基準表(以下この条において「初任給基準表」という。)を適用して得られる初任給(前条第一項の規定の適用を受ける職員にあつては、同項の規定による級別資格基準表の区分と同一の初任給基準表の試験欄の区分を適用して得られる初任給)</u>を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に当該採用の日におけることとなる号給を超えない範囲内で決定することができる。</p> <p>(人事委員会規則七十七の規定の読替え適用)</p> <p>第九条 前条の規定の適用がある場合において、一般任期付職員に対する人事委員会規則七十七の規定の適用については、<u>同規則第十条第一号中「第十八条」とあるのは「人事委員会規則六十八(一般職の任期付職員の採用等に関する規則)第八条」と、同規則第二十六条第一項第二号中「第十八条」とあるのは「人事委員会規則六十八第八条」とする。</u></p>
--	---

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十八三(職員の扶養手当に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 浅尾 光 弘

三重県人事委員会規則七十八三(職員の扶養手当に関する規則)の一部を改正する規則
 三重県人事委員会規則七十八三(職員の扶養手当に関する規則)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(扶養親族の範囲)</p> <p>第三条 条例第十二条第二項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けていると認められる者には、次に掲げる者は含まれないものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 年額百三十万円以上(十八歳に達する日以後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者にあつては、年額百五十万円以上)の恒常的な所得があると見込まれる者</p> <p>三 (略)</p>	<p>(扶養親族の範囲)</p> <p>第三条 条例第十二条第二項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けていると認められる者には、次に掲げる者は含まれないものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 年額百三十万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者</p> <p>三 (略)</p>

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十二年三重県条例第六十六号)の規定に基づき、三重県人事委員会規則二二二三(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則)の一部を改正す

る規則をここに公布します。

令和八年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 浅尾 光 弘

三重県人事委員会規則二二二二三（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則二二二二三（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第二（第二条関係） 一～十（略）	別表第二（第二条関係） 一～十（略） 十一 公益社団法人二〇二五年日本国際博覧会協会

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

人事委員会 教育委員会規則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 浅尾 光 弘

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則

三重県教育委員会規則

第二号

公立学校職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の扶養手当に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（認定の基準） 第三条 認定権者が、職員から前条の届出を受けたときは、扶養親族届に記載の扶養親族が条例第十五条第二項に規定する要件を備えているかどうかを確かめて認定しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者を扶養親族として認定することはできない。 一（略） 二 年額百三十万円以上（十八歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者にあつては、年額百五十万円以上）の恒常的な所得があると見込まれる者 三（略）	（認定の基準） 第三条 認定権者が、職員から前条の届出を受けたときは、扶養親族届に記載の扶養親族が条例第十五条第二項に規定する要件を備えているかどうかを確かめて認定しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者を扶養親族として認定することはできない。 一（略） 二 年額百三十万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者 三（略）

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 浅 尾 光 弘
三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第三号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第四号）の一部を次
三重県教育委員会規則
のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第四（第十一条の二関係） 特別の地域に所在する学校指定表	別表第四（第十一条の二関係） 特別の地域に所在する学校指定表
学校名 (略)	学校名 (略)
多気郡大台町立宮川中学校 (略)	多気郡大台町立宮川中学校 度会郡大紀町立大紀中学校 (略)
備考 (略)	備考 (略)

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の規定に基づき、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 浅 尾 光 弘
三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第四号

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年 三重県人事委員会規則 第二十一号）
三重県教育委員会規則
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第一章・第二章 (略)	第一章・第二章 (略)
第三章 削除	第三章 <u>級別資格基準</u> (第四条―第九条)
第四章～第十章 (略)	第四章～第十章 (略)
附 則	附 則
(用語の定義)	(用語の定義)
第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。	第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。
一～三 (略)	一～三 (略)
	四 <u>経 験 年 数</u> 職員が職員として同種の職務に在職した年数（第六条の規定によりその年数に換算された年数を含む。）をいう。
	五 <u>必要経 験 年 数</u> 職員の職務の級を決定する場合に

四〇七 (略)

第三章 削除

第四条から第九条まで

削除

必要な経過年数をいう。

六 在級年数 職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。

七 必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な一級下位の職務の級における在級年数をいう。

八〇十一 (略)

第三章 級別資格基準

(級別資格基準表)

第四条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この規則において別に定める場合を除き、級別資格基準表(別表第二)に定めるとおりとする。

(級別資格基準表の適用方法)

第五条 級別資格基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は、試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経過年数を示す。

2 級別資格基準表の試験欄の「採用試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。ただし、同表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

- 一 採用試験の結果に基づいて職員となつた者
- 二 特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難及び責任の程度が採用試験の行われる職と同等と認められる職に任用された職員で、前号に掲げる職員に準じて取り扱うことについてあらかじめ県委員会が人事委員会と協議して定めたもの

3 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表(別表第三)に定めるところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。

4 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する同表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許

	<p>等の区分による。</p> <p>(経験年数の起算及び換算)</p> <p>第六条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たつて用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。</p> <p>2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たつて用いる学歴免許等の資格を取得した時以後職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、経験年数換算表(別表第四)に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。</p> <p>(経験年数の調整)</p> <p>第七条 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して修学年数調整表(別表第五)に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもつて、その者の経験年数とする。</p> <p>(経験年数の取扱いの特例)</p> <p>第八条 級別資格基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前二条の規定にかかわらず、その定めるところによる。</p> <p>(特定の職員の在級年数の取扱い)</p> <p>第九条 次の各号に掲げる職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、当該各号に定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。</p> <p>一 第十六条又は第十七条の規定の適用を受けた職員 部内の他の職員との均衡を考慮して定める期間</p> <p>二 第二十四条第一項又は第二十六条第一項に規定する異動をした職員 部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して定める期間</p> <p>(新たに職員となつた者の職務の級)</p>
<p>(新たに職員となつた者の職務の級)</p> <p>第十条 新たに職員となつた者の職務の級は、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。この場合において、次の各号に掲げる職務の級にあつては、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して別に定める基準に適合しているものとする。</p> <p>一 高等学校等教育職給料表の職務の級三級及び四級</p>	<p>(新たに職員となつた者の職務の級)</p> <p>第十条 新たに職員となつた者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより決定するものとする。</p> <p>一 次に掲げる職務の級にあつては、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して別に定める基準に適合していること。</p> <p>イ 高等学校等教育職給料表の職務の級三級及び四級</p> <p>ロ 中学校、小学校教育職給料表の職務の級</p>

<p>二 中学校・小学校教育職給料表の職務の級三級及び四級</p> <p>三 学校栄養職員給料表の職務の級四級及び五級</p> <p>四 行政職給料表の職務の級六級</p>	<p>三級及び四級</p> <p>ハ 学校栄養職員給料表の職務の級四級及び五級</p> <p>ニ 行政職給料表の職務の級六級</p> <p>一 前号に掲げる職務の級以外の職務の級にあつては、その職務の級について級別資格基準表に定める資格を有していること。</p>
<p>(新たに職員となつた者の号給)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分(同欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあつては、当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表(別表第三)の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分とし、初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分又は学歴免許等の資格のいずれもが掲げられていない場合にあつては、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して定める学歴免許等の区分とする。)を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第十三条から第十八条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。</p> <p>(初任給基準表の適用方法)</p>	<p>2 第十六条各号のいずれかに掲げる者から職員となつた者又は第十七条に規定する特殊の技術、経験等を必要とする職に採用された者に前項第二号の規定を適用する場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められ、かつ、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して定めるときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に百分の八十以上百分の百未満の割合を乗じて得た年数をもつて、同表の必要経験年数とすることができる。</p> <p>(新たに職員となつた者の号給)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第十三条から第十八条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。</p> <p>(初任給基準表の適用方法)</p>
<p>第十二条 (略)</p> <p>2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。ただし、同表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。</p> <p>一 採用試験の結果に基づいて職員となつた者</p> <p>二 特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難及び責任の程度が採用試験の行われる職と同等と認められる職に任用された職員で、前号に掲げる職員に準じて取り扱うことについてあらかじめ県委員会が人事委員会と協議して定めたもの</p>	<p>2 初任給基準表の試験欄の区分の適用については、第五条第二項の規定の例によるものとし、同表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。</p>
<p>3 初任給基準表(試験欄の区分の定めのあるもの)に限</p>	

る。)の適用を受ける職員となつた者のうち、その者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に照らして、採用試験のうちいずれかの試験の結果に基づいて職員となつた者に相当すると認められる者については、前項の規定にかかわらず、同欄の「採用試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用するものとする。

4 初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、初任給基準表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。
(学歴免許等の資格による号給の調整)

第十三条 新たに職員となつた者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表(別表第五)に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者に対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)の数に四を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもつて、同欄の号給とする。

2 (略)
(経験年数を有する者の号給)

第十四条 新たに職員となつた次の各号に掲げる者(職務の級を第十条各号に掲げる職務の級に決定された者を除く。)のうち、当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第十一条第一項の規定による号給(前条の規定による号給を含む。以下この項において、「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を十二月(その者の経験年数のうち五年を超える経験年数(職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて県委員会が人事委員会と協議して定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して県委員会が相当と認める年数を除く。))の月数にあつては、十八月)で除した数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に四(新たに職員となつた者が第三十四条に規定する特定職員であるときは、三)を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給にすることができる。

一 第十二条第二項第一号に掲げる者 その者の任用の基礎となつた試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分に応じ、「A試験」にあつては「大学卒」の区分、「B試験」にあつては「短大卒」の区分、「C試験」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格(前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数

る。)の適用を受ける職員となつた者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者に対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)の数に四を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもつて、同欄の号給とする。

2 (略)
(経験年数を有する者の号給)

第十四条 新たに職員となつた次の各号に掲げる者(職務の級を第十条第一項第一号に掲げる職務の級に決定された者を除く。)のうち、当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第十一条第一項の規定による号給(前条の規定による号給を含む。以下この項において、「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を十二月(その者の経験年数のうち五年を超える経験年数(第四号に掲げる者で必要経験年数が五年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては同号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて県委員会が人事委員会と協議して定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して県委員会が相当と認める年数を除く。))の月数にあつては、十八月)で除した数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に四(新たに職員となつた者が第三十四条に規定する特定職員であるときは、三)を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給にすることができる。

一 第五条第一項第一号に掲げる者 その者の任用の基礎となつた試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分に応じ、「A試験」にあつては「大学卒」の区分、「B試験」にあつては「短大卒」の区分、「C試験」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格(前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数

二 ~~第十二条第二項第二号に掲げる者~~ その者の職務に有用な免許その他の資格（前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経歴年数

三 （略）

四 第一号又は第二号に該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給（初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。）であるもの ~~あ~~ ~~ら~~ ~~か~~ ~~じ~~ ~~め~~ ~~県~~ ~~委~~ ~~員~~ ~~会~~ ~~が~~ ~~人~~ ~~事~~ ~~委~~ ~~員~~ ~~会~~ ~~と~~ ~~協~~ ~~議~~ ~~し~~ ~~て~~ ~~定~~ ~~め~~ ~~る~~ ~~経~~ ~~験~~ ~~年~~ ~~数~~

2) 新たに職員となつた経歴年数を有する者の号給の決定について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して別に定めることができる。
(経歴年数)

~~第十四条の二 第十一条第二項及び前条に規定する経歴年数（以下「経歴年数」という。）は、新たに職員となつた者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時（当該資格以外の資格によることが、その者に有利である場合にあつては、その資格を取得した時）以後の年数を経歴年数換算表（別表第四）に定めるところにより換算して得られる年数とする。~~

2) 新たに職員となつた者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分（同欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあつては、当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分とし、初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分又は学歴免許等の資格のいずれもが掲げられていない場合にあつては、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して定める学歴免許等の区分とする。）に対して修学年数調整表に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格（前項の規定の適用に際して用いられるものに限る。）を有する者については、同項の規定によるその者の経歴年数にその年数を加減した年数をもつて、その者の経歴年数とする。この場合において、これらの学歴免許等の区分及び当該学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、初任給基準表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

3) 初任給基準表の備考に別段の定めがある場合における経歴年数の取扱いについては、前二項の規定にかかわらず、その定めるところによる。
(下位の区分を適用する方が有利な場合の号給)

第十五条 ~~第十三条又は第十四条の規定による号給が、~~

二 ~~第五条第二項第二号に掲げる者~~ その者の職務に有用な免許その他の資格（前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経歴年数

三 （略）

四 第一号又は第二号に該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給（初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。）であるもの ~~網~~ ~~別~~ ~~資~~ ~~格~~ ~~基~~ ~~準~~ ~~表~~ ~~に~~ ~~定~~ ~~め~~ ~~る~~ ~~そ~~ ~~の~~ ~~職~~ ~~務~~ ~~の~~ ~~級~~ ~~に~~ ~~つ~~ ~~い~~ ~~て~~ ~~の~~ ~~必~~ ~~要~~ ~~の~~ ~~経~~ ~~験~~ ~~年~~ ~~数~~ ~~を~~ ~~超~~ ~~え~~ ~~る~~ ~~経~~ ~~験~~ ~~年~~ ~~数~~

2) 前項の規定を適用する場合における職員の経歴年数の取扱いについては、同項に定めるもののほか、第六條から第八條までの規定を準用する。

3) 新たに職員となつた経歴年数を有する者の号給の決定について、前二項の規定による場合には他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して別に定めることができる。

(下位の区分を適用する方が有利な場合の号給)

第十五条 ~~前二条の規定による号給が、その者に適用さ~~

その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より初任給欄の号給が下位である試験欄の区分（「その他」の区分を含む。）を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもつて、その者の号給とすることができる。

（人事交流等により異動した場合の号給）

第十六条 次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続き職員となつた者の号給について、第十四条又は前条の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

一〜八 （略）

（特定の職員についての号給）

第十八条 新たに職員となつた者のうち、その職務の級を第十条各号に掲げる職務の級に決定された者について部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、第十四条及び前三条の規定に準じてその者の号給を決定することができる。

（昇格）

第十九条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。この場合において、第十条各号に掲げる職務の級への昇格については、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して別に定める基準に適合していることにより、その者の属する職務の級を決定するものとする。

2 （略）

れる初任給基準表の試験欄の区分より初任給欄の号給が下位である試験欄の区分（「その他」の区分を含む。）を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもつて、その者の号給とすることができる。

（人事交流等により異動した場合の号給）

第十六条 次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続き職員となつた者の号給について、前二条の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

一〜八 （略）

（特定の職員についての号給）

第十八条 新たに職員となつた者のうち、その職務の級を第十条第一項第一号に掲げる職務の級に決定された者について部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、第十四条から前条までの規定に準じてその者の号給を決定することができる。

（昇格）

第十九条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより、その者の属する職務の級を一級上位の職務の級（高等学校等教育職給料表及び中学校・小学校教育職給料表の職務の級が二級である職員を昇格させる場合には、一級又は二級上位の職務の級）に決定するものとする。

一 第十条第一項第一号に掲げる職務の級への昇格については、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して別に定める基準に適合していること。

二 前号に規定する職務の級以外の職務の級への昇格については、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経年数又は必要在級年数を有していること。

3 勤務成績が特に良好である職員に対する第一項第二号の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経年数又は必要在級年数に百分の八十以上百分の百未満の割合を乗じて得た数をもつて、それぞれ同表の必要経年数又は必要在級年数とすることができる。

4 第一項の規定による昇格は、現に属する職務の級に在級する年数が一年に満たない職員については行ふことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が一年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合であらかじめ県委員会が人事委員会と協議して定めたときは、この限りでない。

(上位資格の取得等による昇格)

第二十条 職員が第十二条第二項各号のいずれかに該当することとなり、又は異なる学歴免許等の資格を取得した等の結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至つた場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

(特別の場合の昇格)

第二十一条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年三重県条例第一号)第二条第一項の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第二条第一項の規定により派遣された職員が職務に復帰した場合又は県委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる場合において、他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、第十九条の規定にかかわらず、その職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

2 (略)

(初任給基準又は給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第二十四条 次の各号に掲げる異動をした職員の職務の級は、その異動後の職務に応じ決定する(第一号に掲げる異動の場合にあつては、決定し、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせる)ものとする。

一 初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動(次号に掲げる異動を除く。)

二 給料表の適用を異にする他の職務への異動

(初任給基準を異にする異動をした職員の号給)

第二十五条 前条第一項第一号に掲げる異動をした職員の当該異動後の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

2 (略)

3 第二十二條及び第二十三條の規定は、前条に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の

(上位資格の取得等による昇格)

第二十条 職員が第五条第二項各号のいずれかに該当することとなり、又は級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得し、若しくは同表に異なる基準の定めのある職種欄の区分若しくは試験欄の区分の適用を受けることとなつた等の結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至つた場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

(特別の場合の昇格)

第二十一条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年三重県条例第一号)第二条第一項の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第二条第一項の規定により派遣された職員が職務に復帰した場合又は県委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる場合において、他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、第十九条の規定にかかわらず、県委員会が人事委員会と協議して、その職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

2 (略)

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第二十四条 職員を給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、かつ、第十条第一項第一号に掲げる職務の級にあつては、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して別に定める基準に従い、その他の職務の級にあつては級別資格基準表に定める資格基準に従い、それぞれ昇格させ、降格させ、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせるものとする。

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経過年数又は必要在級年数に百分の八十以上百分の百未満の割合を乗じて得た年数をもつて、それぞれ同表の必要経過年数又は必要在級年数とすることができる。

(初任給基準を異にする異動をした職員の号給)

第二十五条 前条第一項に規定する異動をした職員の当該異動後の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

2 (略)

3 第二十二條及び第二十三條の規定は、前条第一項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した

<p>号給については適用しない。</p>	<p>職員の号給については適用しない。 (給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級)</p>
<p>第二十六条 削除</p>	<p>第二十六条 職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合において、その異動させようとする職員の属する職務の級については、その者の経験年数又は任級年数が級別資格基準表に掲げる必要経験年数又は必要任級年数に達していることを基準として、異動後の職務の級を決定するものとする。</p>
<p>(給料表の適用を異にする異動をした職員の号給)</p> <p>第二十七条 第二十五条第一項及び第二項の規定は、第二十四条第一項第二号に掲げる異動をした職員の異動後の号給について準用する。 (職員の昇給の号給数等)</p>	<p>2 第二十四条第二項の規定は、前項の規定により職員の職務の級を決定する場合に準用する。 (給料表の適用を異にする異動をした職員の号給)</p> <p>第二十七条 第二十五条第一項及び第二項の規定は、前条第一項に規定する異動をした職員の異動後の号給について準用する。 (職員の昇給の号給数等)</p>
<p>第三十五条 (略)</p>	<p>第三十五条 (略)</p>
<p>2~5 (略)</p> <p>6 第一項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第二十四条第一号に掲げる異動をした職員にあつては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。</p>	<p>2~5 (略)</p> <p>6 第一項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第二十四条に規定する異動をした職員にあつては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。</p>
<p>7 (略)</p>	<p>7 (略)</p>

別表第一を次のように改める。

別表第2 削除

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第3 (第11条関係) 学歴免許等資格区分表 (略)</p> <p>備考 (略)</p>	<p>別表第3 (第5条関係) 学歴免許等資格区分表 (略)</p> <p>備考 (略)</p>
<p>別表第4 (第14条の2関係) 経験年数換算表 (略)</p>	<p>別表第4 (第6条関係) 経験年数換算表 (略)</p>
<p>別表第5 (第13条関係) 修学年数調整表 (略)</p> <p>備考</p>	<p>別表第5 (第7条関係) 修学年数調整表 (略)</p> <p>備考</p>
<p>1・2 (略)</p> <p>3 初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分(その区分に属する学歴免許等の資格を含む。)が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分(その区分に属する学歴免許等の資格を含む。)が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の</p>

とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。

4・5 (略)

別表第6(第11条関係)初任給基準表

イ 高等学校等教育職給料表初任給基準表

(略)

備考

1 この表の適用を受ける職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数は、その者が次の表の基礎学歴欄の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数から、当該基礎学歴の区分についての修学年数調整表に定める修学年数とその者の有する学歴免許等の資格の属する区分についての同表に定める修学年数との差の年数を減じた年数(その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の1の四に該当する場合にあつては、その年数に6月を加えた年数又は本表の教諭・養護教諭欄の短大卒欄の該当のうち、学歴免許等資格区分表の3及び4に該当する場合にあつては、その年数から1年を減じた年数)とする。

基礎学歴	調整年数		
	大学卒	短大卒	高校卒
高校3卒	4年	2年	
高校2卒	5年	3年	1年

注 基礎学歴欄の学歴免許等の区分については、別表第3の学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

2 (略)

ロ 中学校・小学校教育職給料表初任給基準表

(略)

ハ 学校栄養職員給料表初任給基準表

(略)

備考

学校栄養職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、県委員会が人事委員会と協議して別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

ニ 行政職給料表初任給基準表

(略)

備考

学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。

4・5 (略)

別表第6(第11条関係)初任給基準表

イ 高等学校等教育職給料表初任給基準表

(略)

備考

1 この表の適用を受ける職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数は、別表第2のイの高等学校等教育職給料表級別資格基準表の備考第1項の表の基礎学歴欄の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数から、当該基礎学歴の区分についての修学年数調整表に定める修学年数とその者の有する学歴免許等の資格の属する区分についての同表に定める修学年数との差の年数を減じた年数(その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の1の四に該当する場合にあつては、その年数に6月を加えた年数又は本表の教諭・養護教諭欄の短大卒欄の該当のうち、学歴免許等資格区分表の3及び4に該当する場合にあつては、その年数から1年を減じた年数)とする。

2 (略)

ロ 中学校・小学校教育職給料表初任給基準表

(略)

ハ 学校栄養職員給料表初任給基準表

(略)

備考

学校栄養職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、別表第2ハの備考の規定を準用する。

ニ 行政職給料表初任給基準表

(略)

備考

三重県立水産高等学校の技術職員のうち、船員法（昭和22年法律第100号）の適用を受ける者については、その当該区分に対応する初任給欄の号給は、それぞれ4号給上位の号給とし、学歴区分が「中学卒」となる者の初任給の号給は、1級5号給とする。

三重県立水産高等学校の技術職員のうち、船員法の適用を受ける者については、その当該区分に対応する初任給欄の号給は、それぞれ4号給上位の号給とし、学歴区分が「中学卒」となる者の初任給の号給は、1級5号給とする。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年三重県条例第三号）の規定に基づき、公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 浅 尾 光 弘
 三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則

第五号

三重県教育委員会規則

公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和元年 三重県人事委員会規則 第五号）の一部を次の

ように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前			
別表（第三条関係）			別表（第三条関係）			
職 種	学歴免許資格経験等	報酬の額	職 種	学歴免許資格経験等	報酬の額	
非常勤 の講師	医師及び歯科医師	一時間につき 五、一三〇円	非常勤 の講師	医師及び歯科医師	一時間につき 五、〇二〇円	
	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学及び高等専門学校における職員（医師及び歯科医師を除く。）	一時間につき 四、八三〇円		学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学及び高等専門学校における職員（医師及び歯科医師を除く。）	一時間につき 四、七二〇円	
	教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号。以下「免許法」という。）に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状を有し、採用時において教育職員としての経験年数を十年以上有するもの	一時間につき 三、〇九〇円		教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号。以下「免許法」という。）に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状を有し、採用時において教育職員としての経験年数を十年以上有するもの	一時間につき 二、九八〇円	
	免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状を有し、採用時において教育職員としての経験年数が十年未満のもの	一時間につき 三、〇二〇円		免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状を有し、採用時において教育職員としての経験年数が十年未満のもの	一時間につき 二、九一〇円	
	免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の助教諭免許状を有するもの	一時間につき 二、八二〇円		免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の助教諭免許状を有するもの	一時間につき 二、七二〇円	
	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)

備考

備考

一～四 (略)	一～四 (略)
---------	---------

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

発 行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
